

危険物の規制に関する細則をここに公布する。

平成29年2月16日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

山下修

## 江津邑智消防組合規則第1号

### 危険物の規制に関する細則

危険物の規制に関する細則（昭和47年10月20日規則第3号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （仮貯蔵又は仮取扱いの承認等）

第2条 法第10条第1項ただし書に規定する危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う（以下「仮貯蔵等」という。）場合の承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵等申請書（様式第1号）に、仮貯蔵等の場所の見取図及び構造図を添付し、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、その実情を調査し、審査の結果諸条件を勘案し場所等の安全が確保され、火災予防に支障がないと認められた場合は、前項の申請書に承認済印（様式第2号）を押印し、1部を危険物仮貯蔵等承認証（様式第3号）に添付して申請者に交付する。承認をしないときは危険物仮貯蔵等不承認通知書（様式第4号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。

3 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた場所の見やすい位置に掲示板（様式第5号）を掲げるとともに管理責任者を定め、火災等の事故防止に努めなければならない。

#### （設置又は変更の許可等）

第3条 管理者は、法第11条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更について、許可をするときは許可証（様式第6号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。許可をしないときは不許可

- 通知書（様式第7号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。
- 2 法第11条第7項に規定する通報は、危険物製造所等の許可の通報について（様式第8号）により行うものとする。
  - 3 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可に係る完成検査済証を交付したときは、変更前の常置場所の位置を管轄する許可行政庁へ、移動タンク貯蔵所変更許可通知書（様式第9号）により通知を行うものとする。
  - 4 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、当該製造所等において、法第11条第1項の規定による製造所等の変更の許可を要するかどうかが明らかでない維持管理のための補修、取替え、撤去その他の軽微な工事を行おうとするときは、工事開始の日の10日前までに、軽微な変更届出書（様式第10号）に関係図面を添付して管理者に届け出なければならない。ただし、工事の内容が法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）と関係を生じないものについては、この限りでない。
  - 5 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出済印（様式第11号）を押印し、1部を届出者に交付する。

（仮使用の承認等）

- 第4条 省令第5条の2に規定する申請書を提出しようとする者は、管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請について、承認をするときは、当該申請書に承認済印（様式第2号）を押印し、1部を仮使用承認証（様式第12号）に添付して申請者に交付する。承認をしないときは、仮使用不承認通知書（様式第13号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。
  - 3 前項の承認を受けた者は、当該仮使用をする場所の見やすい位置に掲示板（様式第14号）を掲げなければならない。

（変更の許可及び仮使用の承認の同時申請についての許可及び承認等）

- 第5条 管理者が省令第5条の3の規定による変更の許可及び仮使用の承認の同時申請に係る変更の許可の申請について、許可をし、又は許可をしないときは、第3条第1項の規定を、仮使用の承認の申請については、承認をし、又は承認をしないときは、第4条第2項の規定を準用する。

（特例認定の申請）

第6条 製造所等が、政令第3章の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準によらないことができるものであることについて、政令第23条の規定による認可を受けようとする者は、法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は変更の許可の申請と同時に特例基準認可申請書（様式第15号）を管理者に提出し、認可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請について、認可をするときは、当該申請書に認可済印（様式第16号）を押印し、1部を危険物製造所等特例認可証（様式第17号）に添付して申請者に交付する。認可をしないときは、特例基準不認可通知書（様式第18号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。

（申請の取下げ）

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する承認の申請を行った者は、管理者の承認を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、危険物仮貯蔵等承認申請取下げ届出書（様式第19号）を管理者に届け出なければならない。

- 2 法第11条第1項に規定する許可、同条第5項に規定する承認、法第14条の2第1項に規定する認可又は政令第23条の規定による認可（以下この項において「許可等」という。）の申請を行った者は、管理者の許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可等の申請取下げ届出書（様式第20号）を管理者に届け出なければならない。

（許可証等の再交付）

第8条 省令第6条の4第2項に規定するタンク検査済証、第3条及び第5条に規定する許可証（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者が、亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により当該許可証等の再交付を受けようとするときは、許可証等再交付申請書（様式第21号）により管理者に申請しなければならない。

- 2 許可証等の汚損又は破損により前項の規定による申請をする場合は、前項申請書に当該許可証等を添えて提出しなければならない。
- 3 許可証等を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した許可証等を発見した場合は、速やかにこれを管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は同条第1項の申請を受理したときは、許可証等を原本証明し、申請書1部を添付して申請者に交付する。

（完成検査不適合の通知書）

第9条 管理者は、法第11条第5項の規定による完成検査を行った結果、製造所等

の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しないと認めたときは、完成検査不適合通知書（様式第22号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第10条 管理者は、法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。

（完成検査前検査）

第11条 政令第8条の2第7項の規定による通知は、完成検査前検査適合通知書（様式第23号）により行うものとする。

2 管理者は、法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を行った結果、規定する事項が技術上の基準に適合すると認めたときは、同条第1項の通知書に、申請書1部を添付して申請者に交付する。適合しないと認めたときは、完成検査前検査不適合通知書（様式第24号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。

（危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出）

第12条 管理者が法第11条の4第1項の規定による危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。

（用途廃止の届出）

第13条 関係者は、法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出をするときは、当該届出書に当該製造所等に係る第3条第1項の規定による許可証、政令第8条第3項の規定による完成検査済証及び政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証を添えて提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。

（危険物保安監督者の選任届出の添付書類）

第14条 関係者は、法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任の届出をするときは、実務経験証明書（様式第25号）及び危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない。

（予防規程の認可等）

第15条 管理者は、法第14条の2第1項の規定による予防規程について、認可をするときは当該申請書に認可済印（様式第16号）を押印し、1部を予防規程認可証（様式第26号）に添付して申請者に交付する。認可をしないときは予防規程不認可通知書（様式第27号）に、申請書1部を添付して申請者に交付する。

（地下タンク等の圧力点検実施結果の届出）

第16条 次の各号のいずれかに該当する製造所等（省令第9条の2各号に掲げる製造所等を除く。）の関係者は、法第14条の3の2の規定による定期の点検として地下タンク及びこれに接続する配管の圧力点検を実施したときは、速やかに地下タンク等圧力点検実施結果届出書（様式第28号）に同条の点検記録を添えて、管理者に届け出なければならない。

- (1) 地下タンクを有する製造所
- (2) 地下タンク貯蔵所
- (3) 地下タンクを有する給油取扱所
- (4) 地下タンクを有する一般取扱所

2 管理者は、前項の届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。  
(地下貯蔵タンク等の在庫管理計画の届出)

第17条 製造所等の関係者は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号により計画を管理者に届け出る場合は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画届出書（様式第29号）により届け出なければならない。

2 管理者は、前項の届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。  
(移動タンク貯蔵所常置場所の標識)

第18条 政令第15条第1号の規定による移動タンク貯蔵所の常置場所には、見やすい場所に移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した標識を掲げなければならない。

2 前項の標識は、次のとおりとする。  
(1) 標識は、幅30センチ以上、長さ60センチ以上の板であること。  
(2) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。  
(資料の提出)

第19条 関係者は、法第16条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める様式により、速やかに（第3号に掲げる場合にあっては再開しようとする日の7日前までに）火災予防上必要な資料を管理者に提出しなければならない。

- (1) 製造所等の設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があった場合 様式第30号
- (2) 製造所等の使用を3か月以上にわたって休止しようとする場合（改正省令附

則第3条第2項の規定による申請があった場合を除く。) 様式第31号

(3) 3か月以上にわたって休止していた製造所等を再開しようとする場合 (改正省令附則第3条第4項の規定による届出があった場合を除く。) 様式第32号

(4) 製造所等において、爆発、火災その他の災害又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合 様式第33号

(5) 製造所等において、火気を使用する器具又は火花を発する器具を使用する場合 (火気を使用する器具若しくは火花を発する器具を使用する旨を記載して法第11条第5項ただし書の規定により申請する場合又はその旨を記載して第3条第4項の規定により届け出る場合を除く。) 様式第34号

2 管理者は、前項の届出を受理したときは、第3条第5項の規定を準用する。

(手数料の納付)

第20条 法第16条の4の規定による手数料は、納付書により管理者に納付しなければならない。納付すべき手数料の額にあっては、江津邑智消防組合手数料条例(平成2年3月20日条例第5号)の規定に基づき納付すること。

(危険物等の収去に対する措置)

第21条 消防職員は、法第16条の5第1項の規定により、危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去したときは、収去証(様式第35号)を当該危険物又は危険物であることの疑いのある物の所有者等に交付しなければならない。

(立入検査証)

第22条 法第16条の5の規定による立入検査を行う職員の証票は、様式第36号による。

(申請書等の提出部数)

第23条 法、政令、省令又はこの規則(以下「法令等」という。)に基づく届出書、申請書又は資料の提出部数は、法令等に特別の定めがあるもののほかそれぞれ2部とする。

(委任規定)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の危険物の規制に関する細則（以下「改正前細則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の危険物の規制に関する細則（以下「改正後細則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前細則の規定に基づいて交付されている承認証、許可証、認可証及び収去証は、改正後細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

## 様式第1号(第2条関係)

## 危険物仮貯蔵等申請書

年月日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

様

申請者

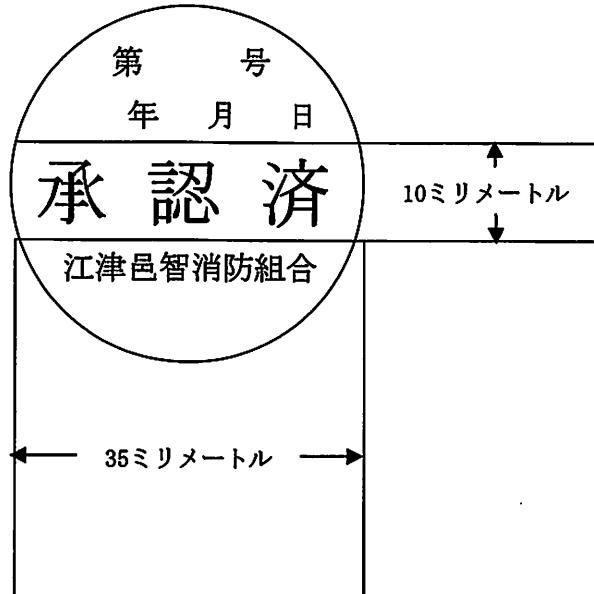
住所 (電話 )

氏名 印

仮貯蔵(取扱)の場所						
危険物の類、品名及び最大数量				指定数量の倍		
仮貯蔵(取扱)に使用する場所の概要	屋内	敷地面積	$m^2$	屋外	敷地面積	$m^2$
		建築面積	$m^2$		空地概要	
		構造概要				
仮貯蔵(取扱)の期間						
仮貯蔵(取扱)の方法						
消防用設備等の概要						
管理責任者	住所					
	氏名					
その他必要な事項						
※受付欄	※経過欄			※手数料欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 配置図、平面図その他必要図面を添付すること。  
 4 ※印欄は記入しないこと。

様式第2号（第2条関係）



様式第3号（第2条関係）

江消組危承認第

号

危険物仮貯蔵等承認証

住 所

氏 名（名称）

年 月 日 付けで消防法第10条第1項ただし書の規定により、申請の  
ありました危険物の仮 については、承認します。

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

様式第4号（第2条関係）

第  
年  
月  
号  
日

危険物仮貯蔵等不承認通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年　　月　　日付けで消防法第10条第1項ただし書の規定により、申請のありました危険物の仮について、次のとおり承認しないで通知します。

- 1 危険物の所有者住所
- 2 危険物の所有者氏名
- 3 仮貯蔵等の場所
- 4 不承認の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行つた場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号（第2条関係）

危険物仮貯蔵・仮取扱所	
仮貯蔵・仮取扱の承認番号・期間	江消組危承認 第 号 年 月 日 ~ 年 月 日
危険物の種別・品名 最大貯蔵・取扱数量	
現場管理責任者 氏名・連絡先	

↑  
30センチ  
メートル  
以上

← 60センチメートル以上 →

備考 掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

様式第6号（第3条関係）

江消組危許可第

号

許 可 証

住 所  
氏 名（名称）

年 月 日 付申請の危険物 製造所 設置  
貯蔵所の について  
取扱所 変更

消防法第11条第1項の規定により申請のとおり許可します。

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

様式第7号（第3条関係）

第 年 月 号  
日

不許可通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年 月 日付けで消防法第11条第1項の規定により、申請のありました危険物については、次のとおり不許可としましたので通知します。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不許可の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行つた場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

江津邑智消防組合

管理者江津市長

印

危険物製造所等の許可の通報について

このことについて、下記のとおり、 年 月 日付で危険物  
を許可したので消防法第11条第7項の規定により通報します。

設置者の住所

設置者の氏名

設置場所

製造所等の別

貯蔵所又は取扱所の区分

設置許可年月日、設置許可番号

様式第9号（第3条関係）

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

第 年 月 号  
日

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び譲渡引渡届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許 可 行 政 庁 名			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設 置・変 更 許 可 年 月 日 (番 号)			
完 成 檢 查 年 月 日 (番 号)			
譲 渡 引 渡 届 出 書 受 理 年 月 日			
そ の 他 必 要 な 事 項			

- (注) 1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。  
2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第10号（第3条関係）

## 軽微な変更届出書

年月日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長 様

届出者

住所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

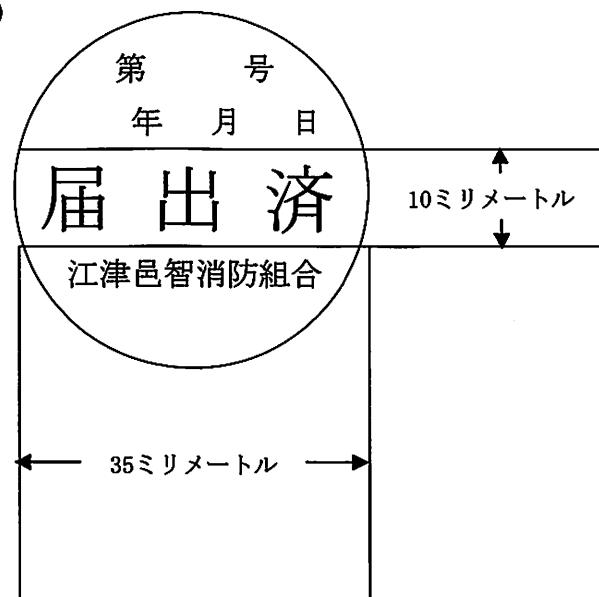
設置者	住 所		
	氏 名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
危険物の種類、品名及び数量			指定数量の 倍
変更の概要			
作業期間	年 月 日より		年 月 日まで
その他必要な事項			
※受付欄	※経過欄	※指示事項欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

様式第11号（第3条関係）



様式第12号（第4条関係）

江消組危承認第

号

仮 使用 承 認 証

住 所  
氏 名（名称）

年 月 日付申請の危険物 製造所  
貯蔵所の変更にともなう、仮使用  
取扱所

を消防法第11条第5項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

様式第13号（第4条関係）

第  
年  
月  
号  
日

仮使用不承認通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年　　月　　日付けで消防法第11条第5項ただし書の規定により、申請のありました危険物の仮使用については、次のとおり不承認としましたので通知します。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不承認の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14号（第4条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日・番号	年 月 日 江消組危承認 第 号
承認行政庁名	江津邑智消防組合

↑  
25センチ  
メートル  
以上

←————— 35センチメートル以上 —————→

備考 掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

様式第 15 号（第 6 条関係）

年　月　日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

様

申 請 者

住 所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

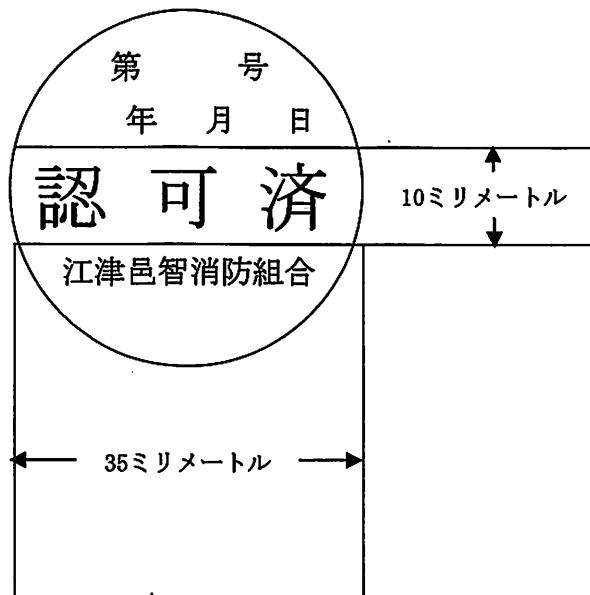
## 特例基準認可申請書

危険物施設の設置について、危険物の規制に関する政令第 23 条の規定による基準の特例の認可を受けたいので、関係図書を添付して申請します。

設置者	住 所 氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	号
特 例 を 受 け る 危 険 物 施 設 の 内 容			
特 例 の 適 用 を 受 け る 条 件 等			
申 請 す る 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

※ 印の欄は、記入しないこと

様式第16号（第6条関係）



様式第17号（第6条関係）

江消組危認可第

号

危険物製造所等特例認可証

住 所

氏 名（名称）

年 月 日付けで申請のありました危険物 に係る基準（位置・構  
造・設備）の特例について審査した結果、危険物の規制に関する政令第23条の規定により認可することとしました。

記

- 1 製造所等の区分
- 2 設置場所
- 3 設置者の住所及び氏名
- 4 事業所の名称
- 5 備考

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

様式第 18 号（第 6 条関係）

第 年 月  
号 日

特例基準不認可通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年 月 日付けで申請のありました危険物  
については、次のとおり不認可としましたので通知します。

に係る基準の特例に

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不認可の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第19号（第7条関係）

危険物仮貯蔵等承認申請取下げ届出書

年　月　日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

届出者

住 所

(電話 )

氏 名

印

仮貯蔵（取扱）の場所					
危険物の所有者の 住 所 ・ 氏 名					
受付年月日・番号	年　月　日 第　　号				
取 下 げ の 理 由					
その他必要な事項					
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

様式第20号（第7条関係）

許可等の申請取下げ届出書

年　月　日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

届出者

住 所

(電話 )

氏 名

印

申請を取り下げる 許可等の別			
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
受付年月日・番号	年　月　日　第　号		
取下げの理由			
その他必要な事項			
※受付欄	※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

様式第21号（第8条関係）

許可証等再交付申請書

年 月 日

江津邑智消防組合

管理者江津市長 様

申請者

住所 (電話 )

氏名 印

設置者	住 所			
	氏 名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
種 別				
交付番号及び 交付年月日	第 号	年	月	日
再交付の理由				
その他必要な事項				
※受付欄	※経過欄			
	再交付年月日			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

様式第 22 号（第 9 条関係）

第 年 月 号 日

完成検査不適合通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年 月 日付けで申請がありました危険物 の完成検査について  
は、 年 月 日に検査を実施した結果、次の事項が危険物の規制に関する政令 8 条  
第 3 項の技術上の基準に適合しないので通知します。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不適合の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号

完 成 檢 査 前 檢 査 適 合 通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日 付けで申請のありました危険物 の完  
成検査前検査については、 年 月 日に検査を実施した結果、政令  
で定める技術上の基準に適合すると認めたので、その旨を通知します。

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 24 号（第 11 条関係）

第  
年  
月  
号  
日

完成検査前検査不適合通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました危険物　　の完成検査前検査について、　　年　　月　　日に検査を実施した結果、次の事項が危険物の規制に関する政令 8 条の 2 第 7 項の技術上の基準に適合しないので通知します。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不適合の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第25号（第14条関係）

実務経験証明書

氏名	(年月日生)		
取り扱い危険物の品名	第類		
取扱い期間	年月日から		年月日まで (年月)
製造所等の区分	製造所・貯蔵所・取扱所		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
証明年月日	年	月	日
事業所名			
所在地			
証明者	職名		
氏名	印		
電話	( )		

様式第26号（第15条関係）

江消組危認可第

号

予防規程認可証

住 所

氏 名 (名称)

年 月 日付け申請の予防規程の制定・変更については、消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

印

様式第 27 号（第 15 条関係）

第  
年  
月  
号  
日

予防規程不認可通知書

様

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

印

年　　月　　日付けで消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定により、申請のありました予防規程は、次の理由により不認可としましたので通知します。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 設置場所
- 4 不認可の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江津邑智消防組合管理者江津市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江津邑智消防組合（訴訟において江津邑智消防組合を代表する者は、管理者江津市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

## 様式第28号（第16条関係）

## 地下タンク等圧力点検実施結果届出書

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

届出者

住 所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_ )

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

設置者	住 所			
	氏 名			
設置場所				
製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分	
許可年月日		年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許可番号		第 号	完成検査番号	第 号
点検年月日		年 月 日	異常の有無	有 無
異常箇所				
点検方法		1 ガス加圧法 4 微減圧法	2 液体加圧法 5 その他的方法( )	3 微加圧法
点検者	住 所	電 話		
	事業者名			
※受付欄		※経過欄	※指示事項欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

様式第29号（第17条関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画届出書

年　月　日		
江津邑智消防組合 管理者江津市長　　様		
届出者		
<u>住 所</u> (電話 )		
<u>氏 名</u> 印		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織		
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育		
在 庫 管 理 の 方 法		
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る 底 キ 措 置		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄		※経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

## 様式第30号（第19条関係）

製造所  
危険物貯蔵所名称等変更届出書  
取扱所

年 月 日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

様

## 届出者

住所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分	
許可年月日		年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許可番号		第 号	検査番号	第 号
変更事項	設置者	変更前の住所		
		変更後の住所		
	の製場所所在所す等	変更前の氏名又は名称		
		変更後の氏名又は名称		
変更前の地名地番				
変更後の地名地番				
変更年月日		年 月 日		
※受付欄		※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

## 様式第31号（第19条関係）

危険物 製造所  
貯蔵所 使用休止届出書  
取扱所

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

## 届出書

住 所 (電話 )

氏 名 印

設置者	住 所			
	氏 名			
設置場所				
許可年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	検査番号	第 号	
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
危険物の種類、品名及び数量			指定数量の 倍	
使用休止予定年月日	年 月 日			
再使用予定年月日	年 月 日			
使用休止の理由				
※受付欄	※経過欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

## 様式第32号（第19条関係）

製造所  
危険物貯蔵所再使用届出書  
取扱所

年 月 日

江津邑智消防組合

管理者江津市長

様

## 届出者

住 所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

設置者	住 所			
	氏 名			
設置場所				
許可年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	検査番号	第 号	
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
危険物の種類 品名及び数量				指定数量の 倍
使用休止年月日	年 月 日			
再使用年月日	年 月 日			
※受付欄	※経過欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は記入しないこと。

## 様式第33号（第19条関係）

製造所  
危険物貯蔵所災害発生届  
取扱所

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

届出者

住所 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_)

氏名

印

製造所等	設置者	住 所		
		氏 名		
	設置場所			
	製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
	許可年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
	許可番号	第 号	検査番号	第 号
災害の状況	発生年月日時刻			
	焼失又は損害の程度			
	損害見積額			
	死傷者数及び程度			
	発生の原因及び拡大の状況			
	処理の概要			
※受付欄		※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は記入しないこと。

## 様式第34号（第19条関係）

## 火 気 使 用 工 事 届 出 書

年 月 日

江津邑智消防組合  
管理者江津市長

様

届出者

住 所 (電話 )

氏 名

印

設置者	住 所		
	氏 名		
工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等			
火災予防上の措置			
着工予定期日		完了予定期日	
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、各製造所等ごとに整理して記入すること。  
 4 ※印欄は記入しないこと。

様式第35号（第21条関係）

収去証		
設置者	住 所	
	氏 名	
収去の場所		
収去の品名・数量		
消防法第16条の5の規定により上記のとおり収去する。		
年 月 日		
収去者 所属職 氏 名		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第36号（第22条関係）

第 号 職 氏名	年 月 日交付
	年 月 日生
消防法第16条 の5による立入検査証	
江津邑智消防組合管理者	

↑  
6センチメートル

←———— 8.5センチメートル —————→

備考 掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。